

国保新聞

発行所 国民健康保険中央会
郵便番号100-0014
東京都千代田区永田町1丁目
11番35号全国町村会館内
URL://www.kokuho.or.jp
〒100(3581)6821(代)

国保のことは
2017年3月改訂版



発行:公益社団法人 国民健康保険中央会
お申し込み: (株)社会保険出版社
TEL.03(3291)9841

大阪・奈良が統一保険料

6年度から 全国で初

市町村国保

大阪府と奈良県は6年度から管内市町村の国保保険料率を統一する。被保険者間の負担の公平を図るため、それぞれの地域に住んでいても、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料になる。平成30年度から国保の財政運営が都道府県単位化されて以降、統一保険料率を導入するのは両府県が初めて。両府県とも国保運営方針に6年度からの統一を定めており、予定どおり実施する方針だ。一方、同じく運営方針に6年度からの統一を掲げてきた沖縄県は、一部の市町村からの合意が得られず実施を先送りする。5道県では、6年度から納付金ベースで統一する。

同所得・世帯構成で同じ保険料

納付金統一も5道県で

大阪府では、平成22年の都道府県単位化の議論。都道府県単位化が実施に府知事と府内市町村長が本格化する前から、統一された平成30年度当初が統一保険料をめざすことの一の議論が進んでいた。このため、国保財政の「所得・同じ世帯構成で

すでに4年度時点で、府内全48市町村の約3分の1にあたる15市町村が、府の示す市町村標準保険料率(統一保険料率)を採用している。国から国保事業費納付金や標準保険料率の策定に必要な「確定係数」が示されるのは年末で、それを受けて1月には納付金と統一保険料率が公示される見通しだ。各市町村は国保運営協議会を開き、保険料率を決定する流れになる。具体的な保険料率は年明け

保険料水準の統一に向けた課題(厚労省資料から)

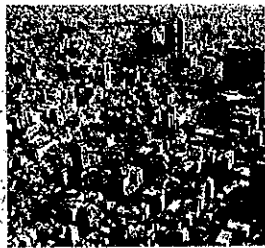
- ①医療費水準に関する課題
 - ・将来にわたる医療費適正化インセンティブの確保
 - ・医療費水準の平準化・均てん化
 - ⇒納付金算定に年齢調整後の医療費水準を反映させないことにより、保険料水準を統一することが可能。ただし、市町村の納得を得るためには、都道府県内の各市町村の医療費水準がある程度平準化されることが重要。また、納付金算定に年齢調整後の医療費水準を反映させない場合には、将来にわたり、医療費適正化インセンティブをどのように図るべきか、都道府県の役割として、今後検討が必要
- ②保険料算定方法に関する課題
 - ・保険料算定方式の統一化
 - ・賦課割合の統一化
 - ⇒都道府県と市町村との協議の場において、あるべき姿の議論が必要
- ③各市町村の取組に関する課題
 - ・将来にわたる保険料収率向上インセンティブの確保
 - ・保健事業費等の基準額の統一化
 - ・地方単独事業の整理
 - ・市町村事務の広域化、標準化、効率化
 - ⇒保健事業費や地方単独事業、決算補填等目的の法定外繰入など、市町村が個別に政策的に取り組んでいるものの統一化について、議論が必要。また、市町村ごとの保険料収率の差をどのように扱うかについても整理が必要

に決まることになるが、府は▽賦課方式は3方式▽被保険者均等割と世帯別平等割の割合を60対40とする▽などの統一基準をすでに決めている。保険料の減免基準も統一する。

奈良は統一料率を決定の動きの前から、統一保険料の議論を始めた。平成24年度に開かれた「県・市町村長サミット」で

統一を提案。その後議論を重ね、29年度の市町村長会議で、6年度に統一(平成29年度にも推計)する意向を示した。市町村長会議等で合意した。4年度に6年度の具体意を述べた。6年度から導入する統一保険料率は、▽医療分所得割7.64%、均等に

割2万7600円、平等割2万円▽後期支援金分を大幅に抑制する。国の保険者努力支援制度で統一保険料を評価する項目が創設され、それで確保した公費を保険料抑制に活用する。奈良県の国保財政都道府県単位化の取り組みの特徴のひとつが、国保連合会内に事務の共同化を進めるため「国保事務支援センター」を設置していることだ。同センターで全県的に対応できる医療費通知、後発品の普及啓発などに取り組んでいる。



保険料水準統一の目標年度を現行の国保運営方針に定めている都道府県(※運営方針策定後に下記の目標を見直した都道府県や、下記以外で新たに目標年度を設定した都道府県も一部にある)

都道府県	運営方針への記載状況
北海道	・納付金ベースの統一: R6年度 ・完全統一: R12年度
青森県	・納付金ベースの統一: R7年度 ・完全統一: 引き続き協議
秋田県	・納付金ベースの統一: R15年度 ・完全統一: 長期的課題
福島県	・完全統一: R11年度 (当分の間、例外措置あり)
群馬県	・納付金ベースの統一: R6年度 ・完全統一: 今後協議
埼玉県	・納付金ベースの統一: R6年度 ・市町村毎の収率を反映した統一: R9年度 ・完全統一: 収率格差が一定程度まで縮小された時点
山梨県	・納付金ベースの統一: R12年度
長野県	・概ね二次医療圏での医療費指数の統一と応益割額の平準化: R9年度
静岡県	・到達可能な段階の保険料水準の統一: R9年度 ・完全統一: 段階的に実施
三重県	・納付金ベースの統一: R5年度 ・完全統一: 段階的に進める
大阪府	・完全統一: H30年度 (R5年度まで経過措置あり)
兵庫県	・納付金ベースの統一: R3年度 ・完全統一: 可能なものから段階的な目標設定を検討
奈良県	・完全統一: R6年度
和歌山県	・到達可能な段階の保険料水準の統一: R9年度
広島県	・市町村毎の収率を反映した統一: R6年度 ・完全統一: 収率が市町村間で均一化したと見なされる段階
佐賀県	・完全統一: R9年度(R11年度まで経過措置あり)
長崎県	・納付金ベースの統一: R6年度
沖縄県	・完全統一: R6年度